

福島市移住引越支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市に移住し新たに生活を始める方に対して、移住に係る経費を支援することにより、本市への定住を促進し、人に選ばれ、活気あふれる魅力多いまち「実・湧・満・彩 福島市」の実現を目指すため、福島市移住引越支援金（以下「支援金」という。）の交付等について、福島市補助金等交付等に関する規則（平成 14 年規則第 20 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金対象者)

第2条 この支援金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者が属する世帯の世帯主又は、世帯主が該当する者でない場合は該当する世帯員（以下「支援金対象者」という。）とする。

- (1) 市外から本市に転入届をし、居住することとなった者。
- (2) 前号の転入時（以下「基準日」という。）において、本市を転出して1年以上（進学のために市外へ居住した期間を除く。）経過している者又は、市外出身者で新たに本市に住所を定める者。
- (3) 過去に本要綱による支援金の交付を受けていないこと。
- (4) 本市に住民登録した後、継続して5年以上居住する意思がある者。ただし、客観的に定住することが認められる場合を除き、転勤の可能性のある者は対象としない。
- (5) 企業等の業務命令に基づく転勤や所属企業等と関連のある企業等への赴任等により住民登録を行う者でないこと。
- (6) 福祉施設等への入所を目的として住民登録を行う者でないこと。
- (7) 勉学のために転入する者でないこと。
- (8) 前住所地及び現住所地において市区町村税等を滞納していない者。
- (9) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者でないこと。
- (10) 外国人転入者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者。
- (11) その他市長が支援金対象者として不適当と認めた者でないこと。

(対象経費)

第3条 支援金の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、市内への引越しに要する家財の運送費用及び荷造り等のサービス費用とし、基準日から起算して6月前の日以降に引越業者等に支払った経費とする。

(支援金の額)

第4条 市が交付する支援金の額は、前条の対象経費の1/2の額（1,000円未満の端数が

あるときは、これを切り捨てた額)とし、支援金対象者のうち県外から転入した者については1世帯あたり10万円を、県内市町村から転入した者については1世帯あたり5万円を限度とする。

(支援金の交付条件)

第5条 支援金の交付は、予算の範囲内とし、1世帯につき1回限りとする。ただし、世帯の構成員の転入の時期が異なる場合は、この限りでない。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金対象者は、基準日から起算して6月以内に福島市移住引越支援金交付申請書兼完了実績報告書兼請求書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の領収証及び明細書等の写し
- (2) 転入世帯全員の住民票
- (3) 1年間、本市に居住していなかったことを証明する書類として、本市への転入前の住所地及び居住年数を証する書類又はその写し(戸籍の附票等)
- (4) 転入世帯全員の市区町村税等の滞納がないことを証する書類(納税証明書等)
- (5) 外国人転入者については在留カードの写し(表・裏)
- (6) 補助金の振込先の預金通帳または、キャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報を確認できるものに限る。)
- (7) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 海外からの転入及び外国人の場合で、上記の書類を取得できない場合はそれに準ずる書類を可能な限り提出することとする。

3 申請は、先着順に行うものとする。

4 受け付けた申請に係る支援金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

(支援金の交付決定)

第7条 市長は、支援金の交付決定をしたときは、規則第7条第1項の規定に基づき、福島市移住引越支援金交付決定通知書(第2号様式)により、その内容等を支援金対象者に通知するものとする。

(実績報告及び請求等の併合)

第8条 第6条の交付申請のうち、規則第14条の規定による実績報告及び規則17条の規定による請求の手続きについては、規則第22条の規定に基づき併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する補助金等の交付申請の取り下げを行う場合は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第10条 市長は、第7条の規定により交付すべき額を確定した後に、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、支援金対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、支援金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、福島市移住引越支援金交付決定取消通知書(第4号様式)により、その旨を支援金対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に基づく取消しを行った場合には、規則第19条の規定に基づき、返還の期限を定めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 10月1日から施行する。